

第3節 特定駐車場用泡消火設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号。以下「省令第23号」という。）

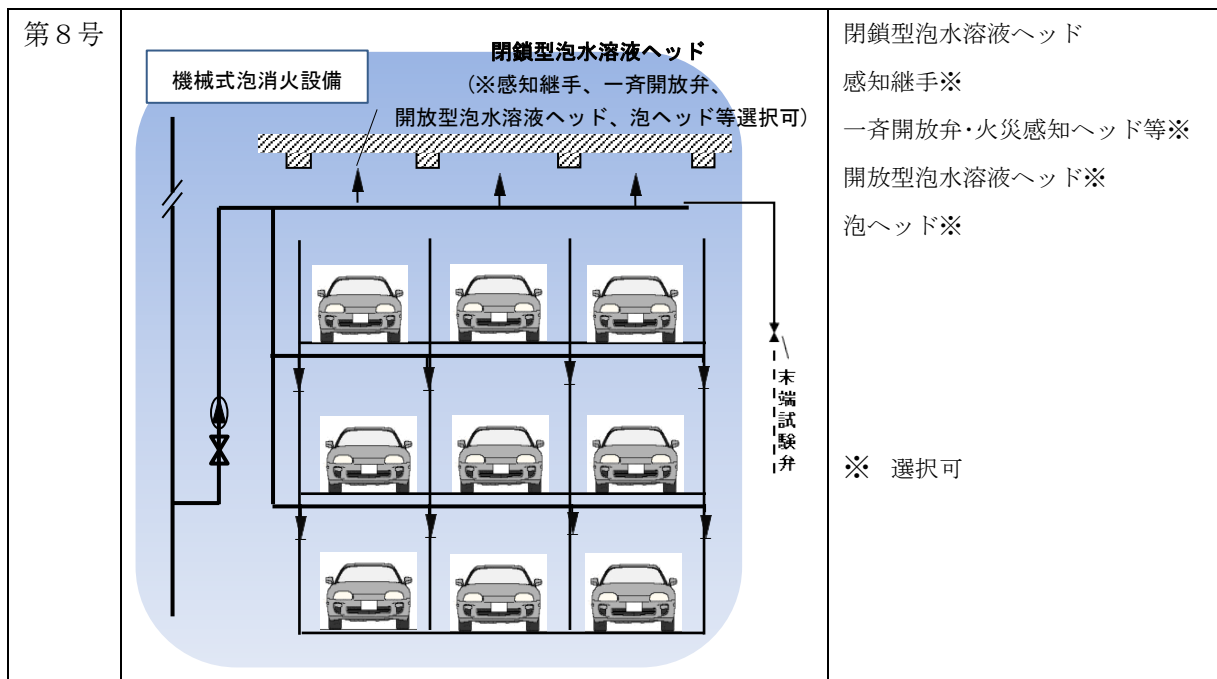
第2条及び屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか、床面から天井までの高さが10メートル以下とは、平均の高さではなく、全ての地点における最高の高さのことをいう。

第2 特定駐車場用泡消火設備の区分

特定駐車場用泡消火設備とは、省令第23号第2条第2号に規定するものであって、次に示す同条第3号から第8号までに区分される。

条文	図	備考
第3号		閉鎖型泡水溶液ヘッド
第4号		閉鎖型泡水溶液ヘッド 感知継手 開放型泡水溶液ヘッド

<p>第5号</p>	<p>感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p>	<p>閉鎖型泡水溶液ヘッド 感知継手 泡ヘッド</p>
<p>第6号</p>	<p>一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p>	<p>閉鎖型泡水溶液ヘッド 一斉開放弁・火災感知ヘッド等 開放型泡水溶液ヘッド</p>
<p>第7号</p>	<p>一斉開放弁泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p>	<p>閉鎖型泡水溶液ヘッド 一斉開放弁・火災感知ヘッド等 泡ヘッド</p>



第3 水源◆

水源は、省令第23号第4条第2号、第5条第4号、第6条、第7条第4号、第8条及び第9条の規定によるほか、泡消火設備の基準（第2. 1. (1)から(3) ((2). イ及びウを除く。)まで)を準用する。この場合、省令第23号第4条第2号ロ、第5条第4号ロ及び第7条第4号ロに規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、混合装置から省令第23号第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イの規定により算出された閉鎖型泡水溶液ヘッド等の個数までの配管のうち、内容積が最大となるものを満たすに必要な量とすることができる。

第4 泡消火薬剤◆

泡消火薬剤は、省令第23号第4条第5号、第6号及び第14号の規定によるほか、泡消火設備の基準（第2. 2. (1)）を準用する。

第5 加圧送水装置等◆

加圧送水装置等は、省令第23号第4条第6号、第9号、第10号及び第14号の規定によるほか、泡消火設備の基準（第2. 3. (1)から(7) ((2). ア. (7)及び(5)を除く。)まで)を準用する。

第6 配管◆

配管は、省令第23号第4条第8号、第14号及び第5条第5号並びに第7条第5号の規定によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第4 (6)を除く。))を準用する。

第7 一斉開放弁◆

- 1 一斉開放弁は、規則第14条第1項第1号の規定の例により設けるほか、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6. 2）を準用する。この場合において、一斉開放弁の作動を試験するための装置は、当該特定駐車場に放射して試験を行うことができる場合にあつては、当該装置を設けないことができる。
- 2 火災感知ヘッド等を用いる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3. 5. (1). イ. (i)）により設けるものとする。ただし、標準型スプリンクラーヘッドのうち、高感度型スプリンクラーヘッドに限る。

第8 制御弁◆

制御弁は、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6）に準じて設けるものとする。

第9 自動警報装置◆

自動警報装置は、省令第23号第4条第11号の規定によるほか、泡消火設備の基準（第2. 8. (1)から(4)まで）を準用する。

第10 末端試験弁◆

末端試験弁は、省令第23号第4条第15号の規定並びに閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第8）を準用する。当該規定は、省令第23号第2条第4号から第8号までに規定する区分について準用する。

第11 ヘッドの設置方法◆

閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手は、省令第23号第4条第1号、第5条1号から第3号まで、第6条第1号、第2号、第7条第1号から第3号まで、第8条及び第9号の規定によるほか、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドの設置については、泡消火設備の基準（第2. 9. (1)）を準用する。

第12 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の認定評価について

認定評価を受けた閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手について、その付帯条件の範囲内で設置するときは、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防庁告示第5号。以下「告示第5号」という。）第3に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。この場合において、泡消火薬剤混合装置については、消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものとする。なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は次のとおりとする。

- 1 下限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最小（1個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K \sqrt{10p}$$

Q'_{\min} は流量の下限値（リットル毎分）

Kは閉鎖型泡水溶液ヘッド等の流量定数（以下同じ。）

pは閉鎖型泡水溶液ヘッド等の使用圧力範囲の下限値（メガパスカル。以下同じ。）

- 2 上限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最大の場合における流量）

$$Q'_{\max} = K \sqrt{10p} \times N$$

Q'_{\max} は流量の上限値（リットル毎分）

Nは設置される特定駐車場用泡消火設備の区分に応じ、省令第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イの規定により決定される閉鎖型泡水溶液ヘッド等の開放個数

第13 特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る特定機器評価（総合評価）について

日本消防検定協会の特定機器評価（総合評価）を受けた特定駐車場用泡消火設備について、その評価において認められた構成機器等を組み合わせて用いたものを付帯条件の範囲内で設置するときは、省令第23号及び告示第5号に適合するものとして取り扱って差し支えないこと

第14 設置単位◆

泡消火設備の基準（第4）を準用する。

第15 非常電源及び配線◆

非常電源及び配線は、省令第23号第4条第7号及び第14号の規定並びに泡消火設備の基準（第5）を準用する。

第16 総合操作盤

総合操作盤は、省令第23号第4条第13号の規定によるほか、第7章「総合操作盤の基準」による。当該規定は、省令第23号第2条第4号から第8号までに規定する区分について準用する。

第17 特例基準

特定駐車場用泡消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条又は条例第47条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 泡消火設備の基準（第7. 1、2及び3）を準用する。

2 条例第41条に規定される駐車場であっても、床面から天井までの高さが10メートル以下の場合、特定駐車場用泡消火設備を設置することができる。